

土壌汚染対策法をめぐる動向

令和7年2月12日

環境省 水・大気環境局環境管理課 環境汚染対策室











土壌汚染問題の特徴

✓ 移動しにくく、土壌中の 有害物質が拡散・希釈されに くい いったん汚染されると、長期にわたり汚染状態が存続する「蓄積性の汚染」(ストック型)。水質汚濁や大気汚染は、 排出源対策によって改善するが、土壌汚染は浄化しない限 り汚染源がなくならない。

汚染の範囲は水質汚濁や大気汚染よりも局所的。ある地点での調査によって当該地区の汚染を代表した結果が得られにくい。

✓ 汚染されていることに気づき
にくい

調査しないと汚染が判明しない。

汚染が判明した時点と、汚染の原因行為が行われた時点が 一致せず、汚染の原因者の特定が難しい場合がある。

ほかの土と混ぜられても外観上分からない。

✓ 水や大気が「公共財」であり、特定の者に所有されないことに対し、 土壌は土地と一体であり、私有され、取引される

土壌汚染対策法(平成29年改正法)概要

- ・**法に定める契機が発生**したときに土地の土壌汚染の状態を<mark>調査</mark>し、**汚染がある場合**は**区域指定**される(要措置区 域と形質変更時要届出区域の2種類)。
- ・要措置区域では汚染の除去等の措置を実施する。形質変更時要届出区域では土地の形質の変更に当たって事前の 届出を行う。また、それぞれの区域から汚染土壌を搬出する場合には規制がかかる。

調査

- ①有害物質使用特定施設の使用を廃止し たとき(<u>第3条</u>)
- 操業を続ける場合には、一時的に調査の 免除を受けることも可能
- 一時的に調査の免除を受けた土地で、900 ㎡以上の土地の形質の変更を行う際には 届出を行い、都道府県知事の命令を受け て土壌汚染状況調査を行う
- ②一定規模以上の土地の形質の変更の届出の際に、 土壌汚染のおそれがあると都道府県知事が認める とき(第4条)
- 3,000 m以上の土地の形質の変更又は現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では900 m以上の土地の形質の変更を行う場合に届出を行う
- 土地の所有者等の全員の同意を得て、上記の届出の前 に調査を行い、届出の際に併せて調査結果を提出可能
- ③土壌汚染により健康被害が生 ずるおそれがあると都道府県 知事が認めるとき(<u>第5条</u>)
- ④自主調査において土壌汚染が 判明した場合に土地の所有者 等が都道府県知事に区域の指 定を申請できる(<u>第14条</u>)

①~③においては、土地の所有者等が指定調査機関に調査を行わせ、結果を都道府県知事に報告

土壌の汚染状態が指定基準を超過した場合

区域の指定等

○要措置区域(第6条)

汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれが**ある**ため、汚染の除去等の措置が必要な区域

- 土地の所有者等は、都道府県知事の指示に係る汚染除去等計画を作成し、 汚染の除去等の措置を実施し、報告を行う(第7条)
- 土地の形質の変更の原則禁止 (第9条)

○形質変更時要届出区域(第11条)

汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれが<u>ない</u>ため、汚染の除去等の措置が不要な区域(摂取経路の遮断が行われた区域を含む)

● 土地の形質の変更をしようとする者は、都道府県知事に届出を 行う(第12条)

汚染の除去が行われた場合には、区域の指定を解除

汚染土壌の搬出等に関する規制

○要措置区域及び形質変更時要届出区域内の土壌の搬出の規制(第 16条、第17条)(事前届出、計画の変更命令、運搬基準の遵守)

- ○汚染土壌に係る管理票の交付及び保存の義務(第20条)
- ○汚染土壌の処理業の許可制度(第22条)

その他

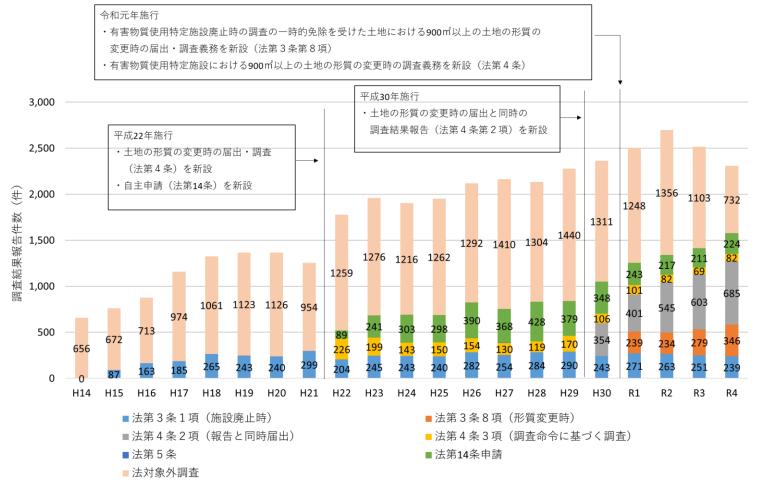
- ○指定調査機関の信頼性の向上(指定の更新、技術管理者の設置等) (第32条、第33条)
- ○土壌汚染対策基金による助成(汚染原因者が不明・不存在で、費用 負担能力が低い場合の汚染の除去等の措置への助成)(第45条)

施行状況:土壌汚染調査

施行状況

• <u>法に基づく調査件数は、平成21年改正法(平成22年施行)、平成29年改正法(平成30年及び令和元年施</u> <u>行)によって増加</u>している。

調査件数の推移

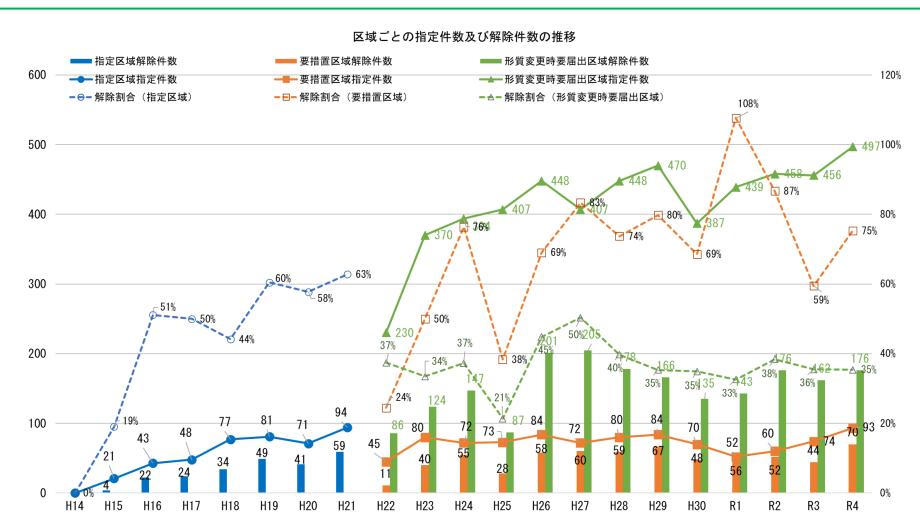


※法対象外調査は、法に基づく調査結果以外で、自治体に報告された調査事例の件数を示す。

施行状況:要措置区域等の指定・解除

施行状況

区域に指定され、その後解除された区域の割合は、指定区域が54%、要措置区域が69%なのに対し、形質変更時要届出区域は37%である。形質変更時要届出区域では、区域指定の解除のための措置を行わず、土地利用を行っている事例が多いと考えられる。



施行状況:要措置区域等で実施される措置

施行状況

・ 要措置区域等で実施される措置は、平成29年改正法(令和元年に全面施行)の施行後においても、<u>掘削</u>除去が最も多くなっている。

		時期・区域	要措置区域 形質変更時 要描置区域 形質変更時 要届出区域 16 (1.6%) 125 (4.0%) 10(1.9%) 110(5.1%) 18 (1.7%) 50 (1.6%) 2(0.4%) 46(2.1%) 域外土壌入換え 4 (0.4%) 26 (0.8%) 0(0.0%) 17(0.8%) 域内土壌入換え 1 (0.1%) 9 (0.3%) 0(0.0%) 10(0.5%) 58 (1.8%) 1(0.2%) 43(2.0%)				
実施措制	実施措置		要措置区域		要措置区域		
直	舗装		16 (1.6%)	125 (4.0%)	10(1.9%)	110(5.1%)	
直接摂取による	立入禁止		18 (1.7%)	50 (1.6%)	2(0.4%)	46(2.1%)	
	土壌入換え	区域外土壌入換え	4 (0.4%)	26 (0.8%)	0(0.0%)	17(0.8%)	
		区域内土壌入換え	1 (0.1%)	9 (0.3%)	0(0.0%)	10(0.5%)	
	盛土		5 (0.5%)	58 (1.8%)	1(0.2%)	43(2.0%)	
+1h	地下水の水質の測定		198 (19.2%)	231 (7.3%)	45(8.5%)	83(3.9%)	
地下	原位置封じ込め		11 (1.1%)	23 (0.7%)	5(0.9%)	3(0.1%)	
· 水 ,等	遮水工封じ込め		5 (0.5%)	15 (0.5%)	1(0.2%)	4(0.2%)	
1 2 の	地下水汚染の拡大の防止		19 (1.8%)	19 (0.6%)	8(1.5%)	12(0.6%)	
スク摂取に	遮断工封じ込め		0 (0.0%)	8 (0.3%)	1(0.2%)	0(0%)	
による	不溶化	原位置不溶化	28 (2.7%)	30 (0.9%)	4(0.8%)	2(0.1%)	
る		不溶化埋戻し	8 (0.8%)	13 (0.4%)	0(0.0%)	4(0.2%)	
土壌汚染の除去		掘削除去※1	588 <u>(57.0%)</u>	2317 <u>(73.3%)</u>	394 <u>(74.6%)</u>	1702 <u>(79.1%)</u>	
		原位置浄化※1	122 (11.8%)	92 (2.9%)	54 (10.2%)	47 (2.2%)	
その他	その他 ^{※ 2}		9 (0.9%)	147 (4.6%)	3 (0.6%)	70 (4.2%)	

※1:要措置区域等区域内における汚染土壌を搬出しない工事(措置のための準備工事等)(令和2年度までの調査項目)

土壌汚染対策法の点検・見直しに係る経緯

- ▶ 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)が、平成15(2003)年に施行 法の目的:十壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措 置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。
- ➤ その後、
 - ・平成21(2009)年(平成22(2010)年施行)
 - ·平成29(2017)年(平成30(2018)年4月1日から一部、平成31(2019)年 4月1日から全部が施行)
 - の2回の法改正
- ▶ 平成29年改正の主な内容:
 - ・十壌汚染の調査の実施対象となる十地の拡大
 - ・汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設
 - ・特例区域の創設など、リスクに応じた規制の合理化
 - ・土地の形質変更(掘削等)の際の届出・調査手続の迅速化 筡



平成29年改正法では、**施行後5年を経過**した場合において、その施行の状況を ■ 勘案し、必要があると認めるときは、その規定について検討を加え、その結果に基づ いて必要な措置を講ずるものとされている。

土壌汚染対策法の点検・見直しに係る経緯

環境省では、法の点検・見直しの開始に備えて「土壌汚染対策法の施行状況等に関する検討会」*1を設置し、令和5年10月から令和6年5月にかけて法の施行状況、制度的課題等の把握・整理、課題の解決に必要な見直し事項の検討を予備的に実施した結果を、「土壌汚染対策法の見直しに向けた検討の方向性」(報告書)*2としてとりまとめた。

※1:土壌汚染対策に関わる専門家、実務者等から構成された検討会

※2:今後、環境省において、本資料を踏まえ関係省庁、関係者等と調整し、土壌汚染対策法の見直しの検討を進

めていくことを期待した検討会としての提言としてとりまとめたもの

土壌汚染対策法の施行状況等に関する検討会 委員名簿(敬称略、50音順)

赤渕 芳宏 明治学院大学 法学部 准教授

※令和6年5月時点

石井 一英 北海道大学大学院工学系研究科 教授

江種 伸之 和歌山大学システム工学部 教授

遠藤 和人 国立環境研究所 福島地域共同研究拠点 廃棄物・資源循環研究室 室長

大塚 直 (座長) 早稲田大学法学部 教授

勝見 武 京都大学大学院地球環境学堂 学堂長(教授)

鎌田 雅美 一般社団法人日本汚染土壌処理業協会 理事長

川瀬 弘靖 名古屋市環境局地域環境対策部 担当課長(環境影響評価・化学物質)

小林 剛 横浜国立大学大学院 環境情報研究院自然環境と情報部門 教授

須藤 正大 東京都環境局環境改善部化学物質対策課 土壌地下水汚染対策総括担当 課長代理

寺浦 康子 エンデバー法律事務所 弁護士

中島 誠 国際航業(株)フェロー 防災環境事業部(地盤環境研究)

森 二郎 一般社団法人日本化学工業協会 環境安全委員会 環境部会 主査

土壌汚染対策法の点検・見直しに係る経緯

中央環境審議会に土壌制度小委員会を設置し、令和6年9月より、土壌汚染対策法の点検・見直しの検討を実施中。

中央環境審議会水環境・土壌農薬部会土壌制度小委員会 委員名簿

大塚 直 (座長) 早稲田大学大学院法務研究科教授

淡路 睦 株式会社千葉銀行取締役専務執行役員(代表取締役)

小林 剛 横浜国立大学大学院環境情報研究院自然環境と情報部門教授

奈良 由美子 放送大学教養学部/大学院文化科学研究科 生活健康科学プログラム教授

足立 総一郎 一般社団法人不動産協会環境委員会専門委員

石巻 実穂 早稲田大学理工学術院専任講師 江種 伸之 和歌山大学システム工学部教授

勝見 武 京都大学大学院地球環境学堂教授

金見 拓 東京都環境局環境改善部土壌地下水汚染対策担当課長

鎌田 雅美 一般社団法人日本汚染土壌処理業協会理事長

川瀨 弘靖 名古屋市環境局地域環境対策部 担当課長(環境影響評価・化学物質)

佐藤 哲哉 全国中小企業団体中央会専務理事

島田 曜輔 一般社団法人日本建設業連合会環境委員会 建設副産物部会土壌汚染対策WG座長

袖野 玲子 芝浦工業大学システム理工学部教授 寺浦 康子 エンデバー法律事務所パートナー弁護士

中込 理欧 一般社団法人日本鉄鋼連盟環境保全委員会委員長

西井 裕子 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 環境研究部長

原 淳子 国立研究開発法人産業技術総合研究所地圏資源環境研究部門 地圏環境リスク研究グループ長

古川 隆 一般社団法人日本経済団体連合会 環境管理ワーキング・グループ座長

光成 美樹 株式会社FINEV代表取締役

土壌汚染対策法の見直しに向けた検討の方向性(報告書)目次

はじめに:本報告書について

- 1. 土壌汚染対策法の制度・運用と施行状況等の概要
- 2. 現行の制度・運用に関する主な課題
- 3. 点検・見直しに関する基本的考え方・視点
- 4. 個別の制度・運用に関する論点と考えられる見直しの方向性
 - (1) 土壌汚染状況調査等における制度の合理化・分かりやすさの改善等
 - (2) 区域指定制度、基準不適合土壌に対する搬出規制等の合理化等
 - (3) 土地の土壌汚染状況に関する情報の適切な管理、承継等の強化
 - (4) 汚染土壌処理施設及び指定調査機関の技術的能力等の持続的な確保等
 - (5) 持続可能な土壌汚染対策を総合的に推進するための基本方針(仮称)の創設
 - (6) その他の見直し事項
 - (7) その他の課題

参考資料

点検・見直しに関する基本的考え方・視点

- ▶ 土壌汚染に伴う健康リスク管理のための実効的な仕組みを維持していくことは、今後も必要不可欠。
- ▶ このことを大前提に、脱炭素社会の実現、人口減少等への対応といった新たな社会的課題に対して関係者が対応しやすい「持続可能な土壌汚染対策」を推進するため、現行の制度・運用を見直していくことが求められている。

現行の制度・運用に関する主な課題

1. 制度や運用の複雑化、関係者の事務・対策負担

- 法施行後から20年の間、その時々で生じた課題に応じ、 各種の特例等を創設。
 - ⇒法の適切な施行・遵守のために理解すべき内容が膨大となり、 運用も複雑化。
- 地方自治体や事業者が**恒常的に十分な専門性を有する人員を配置することが困難**(※)。
 - ※土対法の業務は特定の調査契機に伴い生じるため、恒常的に生じるものではない。
- 法施行に伴う**業務負担が、土壌汚染の状況や健康リスクの程度** に関わらず土地の所有者等、行政側の双方に発生。

2. 土壌汚染状況に関する情報の把握、承継、散逸等

- 土壌汚染状況に関する情報が、企業の統廃合等によって散逸。地 歴調査を円滑に行うことが年々困難に。
- **地方自治体**も、デジタル化が進んでいない等により、事務負担の観点から現状に加えて**大きな役割を担うことは困難**。
- 人口減少社会の本格的な到来等により加速する懸念

3. 法に位置付けられた関係事業者の質の確保等

- 汚染土壌処理施設における汚染土壌の適正な取扱いの確保や運搬・処理における透明性の向上(電子管理票等)
- 制度の複雑化等もあいまって**最新の制度や運用を十分に理解して** いない技術管理者の業務の品質の確保等

点検・見直しに関する基本的考え方・視点

1. 制度・運用の合理化・分かりやすさの改善

- 環境・経済・社会に対するネガティブな要素をできる限り取り除く ことを目指すべき。
 - ・健康リスクによらず一律的に生じている関係者の**事務等の負担**
 - 土地の利活用や事業活動における不透明性
 - ・本来は不要な掘削除去等の措置の選択
- 適切で合理的な土壌汚染に係る健康リスクの管理を図る。
- 複雑化した現行の制度・運用を合理化し、関係者にとって分かりやすいものに転換する。
 - ⇒特例措置を含めた新たな制度・運用の創設は可能な限り控える。
 - ⇒制度や運用の重要事項等に関する関係者の理解を促す。

2. 土壌汚染状況に関する情報の適切な管理、 承継等の強化

○ 社会的な人口減少の進展等を見据え、過去の土壌汚染状況 調査の結果等といった土壌汚染状況に関する情報の適切な管理、承継等を強化する方策を検討すべき。

3. 関係事業者の質の持続的な確保等

○ 汚染土壌処理施設及び指定調査機関について、**事業の透明性と適切な技術的能力等を持続的に確保するための方策**を検討すべき。

(1) 土壌汚染状況調査等における制度の合理化・分かりやすさの改善等

調査契機

- 水質汚濁防止法で規定される有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき(法第3条)
 - ※当該施設の使用を廃止した場合においても、事業場として操業を継続する等の一定の要件に該当する場合は調査猶予の制度が存在
- 調査猶予中の事業場において、
 - ①土地の利用用途の変更の届出があり、変更後の土地の利用方法からみて人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと認められないとして、都道府県知事が**猶予を取り消したとき**
 - ②一定規模以上の土地の形質変更(掘削等)を行うとき
- 一定規模以上の土地の形質変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき (法第4条)

など

調査方法

地歷調查

汚染のおそれが排除できない場合

試料採取等調查

地歴調査:既存の文書情報等に基づき、特定有害物質の使用等の履歴を調べる調査。

試料採取等調査:試料採取を行い、特定有害物質の濃度分析等を行う調査。

(1) 土壌汚染状況調査等における制度の合理化・分かりやすさの改善等

課題

- •中小事業者では、有害物質使用特定施設の使用の廃止 = 廃業時の場合がある。
- →廃業時で資金繰りが困難であり、多額の費用が必要となる調査・対策が実施できない事例が発生
- •調査が猶予されている土地において、土地の利用用途の届出を徹底させる仕組みが不十分。
- →調査・対策が行われず、地方自治体も覚知できないまま土地の一部が売買
- →土壌汚染のリスクを把握していない当該土地の購入者等が調査義務者となる事例が発生
- ・実際には、土壌汚染の発見の蓋然性が非常に低い場合や事業場の敷地外に土壌が移動しない等の健康リスクが特段ない場合も法に基づく事務等が発生し、事業者・地方自治体の双方に負担が生じる。
- •水質汚濁防止法における地下水汚染対策との連携が不十分。

検討会報告書における方向性

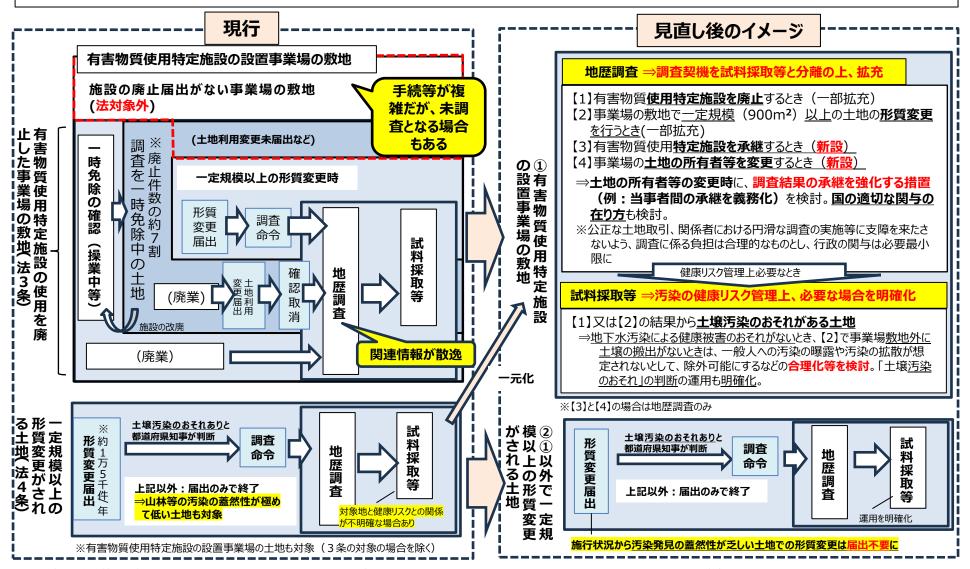
- 土壌汚染状況調査の調査契機について、考え方や手続が分かりやすいものへと改善を図るべき
- 土壌汚染状況調査を法律上、「地歴調査」と「試料採取等調査」で構成されることを明確化し、調査契機を分けて考えることで、有害物質使用特定施設の設置事業場の敷地については、地歴調査の契機は拡充、 試料採取等調査は健康リスクの程度に応じて対象等を合理化すべき

地歴調査	有害物質使用特定施設を廃止するときや一定規模以上の土地の形質変更を行うときに加え、 有害物質使用特定 <u>施設の設置者、土地の所有者等が変更となる際にも行う</u> ようにすべき。 ※公正な土地取引等に支障をきたさないよう、調査に係る負担は合理的なものとする。
試料採取	土壌汚染のおそれがある土地における調査を基本とし、 <u>健康リスクの程度に応じて除外可能に</u>
等調査	するなど、合理的な対応を検討すべき。

・施行状況から、特定有害物質の使用等の取扱いが想定されない土地等、汚染発見の蓋然性が乏しい土地で行われる形質変更は届出対象から除外する等の合理化も検討

【参考】土壌汚染状況調査の契機等の見直しの方向性のイメージ

【見直しの方向性】調査契機を分かりやすくし、地歴調査の契機は拡充。試料採取等調査や形質変更届出の対象は合理化



[※]地歴調査の対象契機や調査方法に関する具体的な内容・運用、試料採取等調査の対象の合理化等に関する具体的な内容・運用については、別途技術的な検討が必要。

[※]法 5条(土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査)については、現行通り

(2) 区域指定制度、基準不適合土壌に対する搬出規制等の合理化等

区域指定

- 法に基づく調査により、法における指定基準に適合しない土壌(基準不適合土壌)が確認された場合、
 - ・汚染の除去等の措置が必要な要措置区域
 - ・措置の義務は課されないものの形質変更時の届出等は必要となる**形質変更時要届出区域**のいずれかに指定。
 - ※形質変更時要届出区域の指定件数が8割以上を占める。
- 形質変更時要届出区域は、区域の立地、汚染の由来(自然由来又は水面埋立土砂由来)の組合せに応じて、届出手続や施行方法の規制等が異なる4種類の区域※に分かれる。
 - ※一般管理区域、埋立地管理区域、埋立地特例区域、自然由来特例区域
- 区域は汚染範囲の深さは考慮せず平面方向のみで指定。一方、試料採取等調査の必要性が認められた際、汚染範囲の絞込や汚染土壌の処理費用の抑制等の観点から、試料採取等調査と併せて汚染の範囲を深度も考慮した立体的(3次元的)に絞り込む詳細調査が実施される場合がある。

基準不適合土壌の搬出規制等

- ・区域内(区域の種類不問)から基準不適合土壌(汚染土壌)を搬出するときは、施行者に事前の届出、汚染土壌処理施設での処理等を義務づけている。
- 自然由来等の汚染土壌 (自然由来等土壌) は、元の位置あるいは一般人が立ち入らない事業場の敷地内に留まる場合は健康リスクの増大の原因となる可能性は想定されない一方で、一度基準不適合土壌が発見されると法規制の対象となることから、特例制度等が存在。

(2) 区域指定制度、基準不適合土壌に対する搬出規制等の合理化等

課題

- ・区域指定制度が複雑で、事業者・地方自治体の双方の負担等が過大となっている。各特例制度も区域指定制度に伴う負担の大きさや手続の複雑さ等の理由から十分活用されていない。
- 区域指定は平面方向のみにしか行えないため、深さ方向に汚染がない蓋然性が高い土壌も法規制の対象となる。区域外に搬出しようとする土壌を法の対象から外すには、区域内の基準適合土壌を特定する認定調査※が必要。
 - ※改めて地歴調査を実施し、区域指定の対象となった物質以外の特定有害物質についても基準適合を確認する必要が 発生する場合がある。

検討会報告書における方向性



- ・ 管理される健康リスクの範囲は維持しつつ、複雑化した区域指定制度等を合理化すべき。
 - →区域指定前の土壌汚染状況調査時に、

 試料採取等調査の一部として深さ方向の汚染の範囲を特定する調査を位置づけ、

 選択可能とすることで深さ方向の汚染の範囲も考慮した区域指定を可能に。
 - →基準適合が確認された土壌が区域指定の対象とされる必要がなくなるよう、また、**認定調査等の特例** 制度の利用が不要となるよう見直しを検討すべき。
 - ※従来の土壌汚染状況調査の範囲における結果に基づいた区域指定が行われる場合の取扱いについては現行制度と同様に維持。
- 自然由来等土壌※に対しては従来の区域指定(形質変更時要届出区域)は行わず、搬出時に基準 適合性を確認し、不適合である場合に従来と同等の管理を適用するような仕組みにすることを検討すべき。 ※地下水からの飲用ばく露を考慮し、土壌溶出量基準に不適合の場合を想定。

(3)土地の土壌汚染状況に関する情報の適切な管理、承継等の強化

現状

- ○個別の土壌汚染状況調査等の結果等の取扱
 - 元々は土地の所有者等が所有・管理。一方、土地の所有者等に情報の保存の責務はない。
 - ・土壌汚染に関する情報は様々な要因※で散逸。
 - ※企業の統廃合、土地の所有者等の変更や高齢化等による不在化、長期間の経過など
 - ・届出等を受けた**自治体は届出等に係る情報を長期間保存**していることが多い。
- ○区域指定された土地の所在地、汚染原因物質、解除の記録等
 - 区域の指定又は解除に係る台帳を自治体が調製。
 - 上記の情報は環境省、自治体でインターネット等により公表。

						(94647A316RE)			
を通り来 混合市	PRESENTA	研究 年月日	HER	300 (w)	218 218	祖之の皆をなる祖は			E 45
						作定有限を定める機関	703	24	
	か賞女男物業品土区域	H22, 10, 29 一部解除 H54, 2, 34	北海道副原作政府(THN春XO-S	1,480.00	\$14B	根表がその仕合物	0	-	3
	か変変更効果能士区域	102, 10.29	北馬連や棚内子家(丁目116番2の一年、 110番3の一部、113番9の一部	1,298,00	X14E	搬送がその仕合物	0	۰	4
	か変変更の要素に高せ	1023, 4, 22	2.集通前景次の東利331番(カー版 131 番(の一版 211番(の一版 221番の一版 222番の一版 222番(の一版 223番の一 版 234番の一数 181番の一部	12,012,00	X148	mastochm	0	۰	s
	が変変を対象第二級域 (現立対象等数域)	H23, 9, 13 - 65-820 H30, 2, 23	の発送を開きかきり扱いの一気 が扱いの 一包 が第11の一包 が第22の一包	28,201.22	X148	ペンセン 配品がそのな会権 ルー開発がその社会権 ほう集員がその社会権	0	۰	٠
	DECEMBERS	103.11.11 均衡変更 127.2.9	北海道北京県内観察工業団地1丁日4番 3カー担及び4番4の一部	128.00	%16	#1-5900X#60	0	-	7
	か変変更効果薬士区域	103.11.29	北馬道泉東沢市4東西ド丁日1番20一部	72.79	3 1-48:	~e	0	-	٠
	行實 史 更時要指土区域	103.11.29	北海道北北河市1条東17丁日4番の一部	100.20	X148	搬送がその社会権	0	-	9
	か男女児の芸術工区域	102.11.29	北海道高級市庁高級136番12の一覧。 136番25の一覧、136番26の一覧、1366番61の一覧	279.40	X148	前高がその住命物	0	-	10
	か黄金更将集組上区域	H25. 2. 1	北海道場内の線1丁目17番1の一包	18,212.07	XI4 8	和高がその仏会物 従来及びその仏会物	0	0	11
	り質食更効果能力基础	H25. 8. 2 80 M/M. H26. 2. 29	名為基础A的製造2丁目2377番60一数	205.79	3014B	ペンゼン 和高がそのな合物	0	0	12

(土壌汚染対策法に基づく要措置 区域・形質変更時要届出区域 :環境省HP)

課題

- ・土壌汚染に関する情報の散逸が進み、地歴調査を円滑に行うことが年々困難となりつつある。
- ※土地の所有者等が過去の地歴情報を把握できず、地方自治体に対する情報開示請求を 行うことにより地方自治体の事務負担が発生する状況
- •情報のデジタル化が進んでいない等の課題がある中、自治体に台帳の整理・公表に加えて大きな役割を担うことは事務負担等の観点から困難。

国が適切な形で関与し、土壌汚染状況に関する情報の 承継等の強化に資する方策を検討すべきとの指摘

公表中の区域指定等の情報の大半が文字情報(地図情報化されていない)のため、情報が有効に利活用しづらい。

検討会報告書における方向性

- 有害物質使用特定事業場の敷地の土地の所有者等が変更される際には、地歴調査の実施を義務づけた上で、例えば、 その結果を新しい所有者等に当事者間で承継することを義務とすることを検討
- 土地の所有者等が土壌汚染状況調査の結果の保管の委任や閲覧をしたい場合には、受益者負担の下、国が適切な形で 関与するサービスの提供が可能か検討
- ※民間の公正な土地取引等に支障を来たさないように適用範囲を十分に精査する必要
- 区域指定等に関する情報を地図化(GISデータ化)して活用することを想定し、その際の技術的・社会的な課題等について整理を進めていくことが望まれる

(4) 汚染土壌処理施設及び指定調査機関の技術的能力等の持続的な確保等

汚染土壌処理施設への搬入を含めた汚染土壌の運搬・処理

- 汚染土壌処理施設は都道府県知事の許可(5年毎の更新制)が必要。
- 実態として、約8割の施設が**廃棄物処理法※に基づく産業廃棄物処理施設の許可も取得**。 ※廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 一部事業者で許可等の手続きの違反行為が確認され、一定期間の事業停止命令が発出された事例が 発生。
- 汚染土壌の搬出開始から処理完了までの間のトレーサビリティを確保するために義務付けされている管理 票の交付等について、従来は印刷物の利用に限定されていたが、改正環境省e文書規則※に基づき令和 6年4月以降、管理票の作成、交付等の行為を電子的に行うことが可能とされた。
 - ※環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成17年環境省令第9号)

指定調査機関

- 土壌汚染の調査等を行う機関で、環境大臣又は都道府県知事が指定(5年毎の更新制)。
- 指定調査機関には公正な調査の実施、技術管理者※の配置等を義務づけ。
 - ※国家試験に合格した者であって、指定調査機関が調査等を行う際に技術上の管理を司る者。

(4) 汚染土壌処理施設及び指定調査機関の技術的能力等の持続的な確保等

課題

- 汚染土壌処理施設の許可に係る運用において、廃棄物処理法と土対法の関係を明確化した運用指針等が整備されていない。
- 従来の管理票(印刷物)の運用において、**二次処理以降の段階での処理の透明性等の確保に懸念**。
- **最新の制度や運用を十分に理解していない**(技術的能力に課題がある)**技術管理者**が少数ながら見受けられる。



検討会報告書における方向性

- ○汚染土壌処理施設への搬入を含めた汚染土壌の運搬・処理
 - ・電子管理票システム※の運用状況の評価、各汚染土壌処理施設における電子管理票の利用状況等の情報公開の状況について情報収集・公表を行う等の運用を検討すべき。
 - ※電子的に管理票の作成、交付等を行うシステム。
 - 不適正な処理事例に対しては、必要に応じて厳正に対応できる制度や運用の在り方を検討すべき。
 - 土対法上の特定有害物質を含む廃棄物の処理が許可されている場合等における、汚染土壌処理施設の許可に係る**申請書類の合理化等**を検討すべき。

○指定調査機関

- 指定調査機関に調査実施時の**業務の体制・品質確保・調査方法等について適切な説明を義務づける** べき。
- 環境省等の指定者による検査等による指導等を強化すべき。

(5)持続可能な土壌汚染対策を総合的に推進するための基本方針(仮称)の創設

課題

- 各制度と近年の社会的課題の関係性、各々の制度を運用する際に留意すべき相互の関係性等を国が明確に示していない。
- 関係者にとって持続可能な土壌汚染対策を総合的に推進するための指針が不明確。



検討会報告書における方向性

- ○基本方針(仮称)の創設
 - ・法の基本方針(仮称)として国が定める規定を創設することも検討すべき。
 - 土壌汚染に対する措置の実施における温室効果ガスの排出抑制の重要性等についても、当該方針の内容として盛り込むことも検討すべき。

(考えられる基本方針(仮称)の記載事項)

- ✓ 土壌の特定有害物質による汚染の状況の適切な把握及び把握された汚染の状況に関する情報の管理、承継その他取扱に関する基本的事項
- ✓ 特定有害物質による土壌の汚染による人の健康に係る被害の防止に関する適切な措置を行うために必要な基本的事項
- ✓ 汚染土壌の適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項
- ✓ その他特定有害物質による土壌の汚染に係る対策に関する施策の推進を図るために必要な事項

その他

○土壌汚染状況調査における汚染原因者負担及び事故時の対応の強化

- ・公平性の観点から、現行制度において、土地の所有者等と汚染原因者が異なり、**汚染原因者に措置を実施させることができるとされている場合においては、土壌汚染状況調査についても対応を検討**すべき。
- ・地下水に掛る水濁法上の事故の届出が行われ、事故により生じた土壌汚染の状況の把握が必要と考えられる場合に対しては、有害物質使用特定事業場の設置者を実施主体とした対応が考えられる。

○基準値等に関する科学的知見等の整理と検討、リスクコミュニケーション等

- ・現在までに蓄積された土壌汚染状況調査等のデータ等を収集・分析し、得られた知見等に基づき**現行の 基準値の設定の考え方や方法について改めて技術的な検討**を行うべき。
- ・健康リスク上必ずしも必要ではない過剰な措置が選択されることを防ぐためにも、土壌汚染に係る**基準値と健康リスクの関係性等に関する国民の認識等を把握**し、基準値等の具体的な意味等についての**理解 促進を図るリスクコミュニケーション**に資する方策を検討すべき。

○費用負担能力が低い者への支援等

・調査契機等の見直しを踏まえ、一定の場合において、**費用負担能力が低い者には調査に係る費用を助成** することを検討すべき。

○ガイドライン等の法の解釈・運用等に係る資料の改善等

- ・関係者が実務に使いやすい運用資料の在り方を検討すべき。
- ・長大化しているガイドラインに関しては、**可能な限りコンパクト化**を目指していく方向で実務的な検討を進めるべき。

○土壌環境行政における人の健康保護以外の視点からの取組 ※見直し事項以外の課題として記載

・第六次環境基本計画(令和6年5月閣議決定)では、自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上を図る観点から、「土壌が有する炭素貯留、水源の涵養といった環境上の多様な公益的機能に関して、市街地等も対象にしつつ、より良い地域づくり等に活用しやすい形での情報の収集、整理等を図ることが必要」と指摘されており、今後、こうした機能に関する科学的知見等の収集等を進めていくことが望まれる。